

まちなか清掃広がる

松阪 条例制定日に9社が活動



ごみ拾いをする従業員ら。松阪市京町の東邦ガス松阪サービスセンター周辺で

【松阪】昨年四月から施行された「松阪市みんなであちをきれいにする条例」を受けて、市内の事業者や団体など九社が条例制定日にあたる毎月十七日を中心に、自主的に清掃活動を実施するなど取り組みが広がっている。

同市京町の東邦ガス松阪サービスセンターでは十七日、従業員ら約三十人が昼休みの時間を利用して、同社の敷地周辺を掃除。道路沿いの草むしりやごみ拾いに汗を流した。

同社では各事業所で清掃活動に取り組んでおり、同センターでも十年以上前から従業員がボランティア活動として取り組んでいる。従来月末に実施していた

が、条例の趣旨に賛同し、昨年八月からは、十七日の実施とした。

同センターの辻村好正所長は「清掃は地域貢献の一環。市の趣旨と合致し

たので、実施日を毎月十七日にした」と話していた。このほか市内では毎月十七日（一社のみ十一日に実施）、企業や団体などが参加し、「まちなか清掃活動」として事業所周辺や公衆トイレなどを清掃している。市では今後、民間事業所や団体をはじめ地域住民にも取り組みが拡大し、自分たちの町をきれいにすることを期待している。

（岩脇香織）